

## 青少年教育支援者に求められる役割・機能

阿 部 豊  
(北海道教育庁)

### 1 はじめに

社会教育の上で少年とは、小学校及び中学校に就学する年齢層であり、青年とは義務教育終了後から、およそ25歳未満の者をよぶのが通例となっている。<sup>(1)</sup>

したがって、青少年教育は、主として小学生から、おおむね25歳までの者を対象に、家庭や学校以外で行われる組織的な教育活動ととらえることができ、この間の人間形成を図る上で極めて大きな意義を有するものである。

しかし、今日、青少年教育を推進する上での課題は多く、平成14年の中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策について」は、今日、いじめ、暴力行為、ひきこもり、凶悪犯罪の増加など青少年をめぐる様々な問題が発生し、深刻な社会問題となっているとした上で、その背景や要因について、「思いやりの心や社会性など、豊かな人間性が青少年にはぐくまれていない現実とともに、他者を省みない自己中心的な大人の意識や生き方、さらには、様々な社会的課題に対し行政だけでは、適切に対処できないという状況が深くかかわっている。」<sup>(2)</sup>と分析している。

さらに、「社会の形成者となる青少年に自信を持って未来を託すためには、今こそ、こうした問題に正面から向き合い、手だてを講じないと取り返しがつかなくなる状況にある。」<sup>(3)</sup>とし、青少年をめぐる状況が危機的であると

の見方を示した。

また、一方では、核家族化、少子化等に伴い、家庭や地域の教育力の低下が指摘されており、両者の教育力が向上しない限り、青少年をめぐる課題の根本的な解決にはならない状況にもある。

なお、第1表は国勢調査を基に、世帯の家族類型別構成比の推移を示したものであるが、核家族世帯数の割合の増減には、それほど大きな変化は見られず、単独世帯数の割合の増加によって、その他の親族世帯数の割合が減少していることがわかる。このことから、家庭や地域の教育力低下の要因としての核家族化については、三世帯同居家族の減少や、第2表の年少人口（15歳未満人口）の減少が示すように、兄弟姉妹の減少など、家族を構成する人数が減少していることによって、祖父母の知識や技術を体験的に学んだり、子どもどうしの切磋琢磨の機会が減っているということに注目すべきであろう。

第1表 家族類型別世帯構成比の推移（国勢調査を基に作成）（％）

| 年 次   |           | S. 35 | S. 45 | S. 50 | S. 55 | S. 60 | H. 2 | H. 7 | H. 12 |
|-------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|
| 親 族   | 核 家 族 世 帯 | 53.0  | 56.7  | 59.5  | 60.3  | 60.0  | 59.5 | 58.7 | 58.4  |
| 世 帯   | その他の親族世帯  | 30.5  | 22.7  | 20.8  | 19.7  | 19.0  | 17.2 | 15.4 | 13.6  |
| 非 親 族 | 世 帯       | 0.3   | 0.3   | 0.2   | 0.2   | 0.2   | 0.2  | 0.3  | 0.4   |
| 単 独   | 世 帯       | 16.1  | 20.3  | 19.5  | 19.8  | 20.8  | 23.1 | 25.6 | 27.6  |

第2表 年少人口の推移（国勢調査を基に作成）（％）

| 年 次 | S. 25 | S. 30 | S. 35 | S. 40 | S. 45 | S. 50 | S. 55 | S. 60 | H. 2 | H. 7 | H. 12 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|
| 割 合 | 35.4  | 33.4  | 30.2  | 25.7  | 24.0  | 24.3  | 23.5  | 21.5  | 18.2 | 15.9 | 14.5  |

青少年教育では、このような状況を踏まえつつ、発達段階に則した豊富な体験活動の機会を提供することが求められている。特に、今日では青少年教育の場としての地域の役割を再認識し、その教育機能の再生・回復を図りながら、地域においてボランティア活動や自然体験活動など、様々な体験活動の機会を教育的な配慮の下、意図的・計画的に提供することが必要になっている。

しかし、このように青少年の健全な成長のための支援策が求められている一方で、先に述べたような家庭や地域の教育力の低下という矛盾や、青少年教育施設の廃止等、青少年教育をめぐる課題と、実際の施策のギャップも指摘されている。

このようなことから、本稿では、社会の変化に伴い、その時々には指摘された青少年教育をめぐる課題を明らかにした上で、地域における教育の充実や青少年教育施設の新たな動向にも目を向けながら、青少年教育支援の課題や、青少年教育支援者に求められる今日的な役割と機能について考察する。

## 2 社会の変化に伴う青少年教育の課題

### (1) 核家族化や都市化への対応

昭和46年の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」は、経済成長や技術革新の進展に伴う人口構造の変化、家庭生活の変化、国民の学歴水準の向上など、戦後の急激な社会構造の変化に着目して答申を行った。

少年の教育にかかわっては、①これまで学校教育に大きな期待がかけられたことから、家庭や社会のもつ教育的役割が十分認識されなかったこと、②急激な社会構造の変化が、少年の教育に新しい問題を投げかけつつあるとして、次のように、少年の望ましい成長を阻害する要因を指摘した。<sup>(4)</sup>

- ア 核家族化に伴う家庭の教育条件の弱体化
- イ 都市化による自然環境からの隔絶
- ウ マスコミに便乗する不良文化財の氾濫
- エ 交通災害
- オ 各種公害の急増

また、青年の教育にかかわる教育上の課題については、次のように指摘している。<sup>(5)</sup>

#### ア 青年人口の都市集中に関するもの

第一次産業の大幅な減少と第二次、第三次産業の増大に伴い、勤労青年の就職先への流動と、大都市への大学生の集中がある。したがって、都市

生活に適応し、流動する価値観の中で主体的に対処する態度を培うための学習が、さらに充実されることが望まれる。

また、人口の都市集中は、一方において人口過疎地帯を出現させており、農業に従事している青年の仲間づくりや、職業に関する学習の場の提供もきわめて大切である。

#### イ 青年の生活における余暇時間の増大に関するもの

企業の近代化の中で、働く青年の余暇時間が増える方向にあり、これらの余暇時間が、どのように消費されるかは、きわめて大きな課題である。

#### ウ 最近の青年層の間にみられるものの考え方に関するもの

現代の青年は自主的、合理的であり、彼らのもつ創造的な価値形成への意欲は高く評価されなければならないが、一面において、きわめて現実的、物質的、さらには感覚的、享乐的な意識傾向が問題として指摘される。青年期は、自立意識に芽ばえ、やがて精神的にも身体的にも一人前の人間として独立してゆく過程にあり、将来へのあらゆる可能性をもつ年齢期であるため、まず青年たち自身が自らのありかたを思索し、敬けんな態度を培い、創造的な自己開発と、よき伝統の継承について考える学習の奨励が必要である。

### (2) 勤労青年から在学青少年への対応

高等学校への進学率は、昭和29年に50%を超え、第3表のとおり、昭和30年代以降、急速に上昇した。昭和49年の社会教育審議会建議「在学青少年に対する社会教育の在り方について」は、進学率の上昇による在学青年の増加などを踏まえ、あえてその第2章に「青少年教育への反省」という項目を設け、社会教育における従来の青少年教育の在り方についても、深く反省する必要があるとして、次のように述べた。

第3表 高等学校進学率の推移（学校基本調査から）

| 年 度 | S. 30 | S. 35 | S. 40 | S. 45 | S. 50 | S. 55 | S. 60 | H. 2 | H. 7 | H. 12 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|
| 進学率 | 51.5  | 57.7  | 70.7  | 82.1  | 91.9  | 94.2  | 94.1  | 95.1 | 96.7 | 97.0  |

（注1）昭和40年以前は国立を除いた数値

（注2）昭和58年以前は通信制課程への進学率を含まない数値

「これまで我が国においては、社会教育は学校教育を終えた者に対するものであるかのように考えられ、社会教育における青少年教育は、主として勤労青少年を対象とし、学校教育の補充と見なされがちであった。したがって、青少年とはいいながら、高等学校に在学している青年はもとよりのこと、小・中学校に在学している少年を対象とした社会教育は、全般的には極めて不十分であった。」<sup>(6)</sup>としたのである。

戦後の復興から「追いつけ追い越せ」を合言葉に、ひたすら経済大国を目指した我が国の高度経済成長は、昭和48年のオイルショックによって終わるが、ふと振り返った時、青少年教育に目を向けてこなかったことに気がついたと言える。もっと端的に述べるならば、急速な経済成長の影で、どちらかというと社会教育の対象外であった在学青少年の存在に気づき、何らかの措置を講じなければならないとの考え方に転換したのである。

このようなことから、同建議は、少年と青年の各時期に応じた社会教育の課題を明らかにする試みについては、最近まで見られなかったとした上で、①青少年教育のこれまでの在り方を改め、在学青少年を含めたすべての青少年を対象とすること、②少年及び青年の発達段階に応じた社会教育独自の役割を明らかにすること、③家庭教育と学校教育との十分な連携の下に進めることなどを強調した。

このように、今後の青少年教育を進めるに当たっては、家庭教育、学校教育、社会教育の相互の役割を明らかにし、教育全体を体系的に整備することの必要性を述べた。

### (3) 学校週5日制に対応した学校外活動の充実

平成4年の「青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議」の審議のまとめ「休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動の充実について」は、学校週5日制に留意しながら、学校外活動の充実について、次のように説明している。

「学校教育は、個人として、また国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を、同年齢の学級集団の中で系統的・計画的に学習することに主な特色があるが、社会生活では、例えば学校教育の中で学習したことの応用力、物事に対する興味・関心や意欲、共同作業や共同生活を営むことのできる社

会性、日々新たに生じる課題に立ち向かう精神力と体力、芸術や文化活動に親しむ等の教養など、全人的な力が求められる。このような力は、学校での教育や活動に加え、家庭生活などの日常生活での経験や、地域での多様な総合的・体験的な活動の経験によって育まれる。」<sup>(7)</sup>として、学校教育の特性を明らかにした上で、学校外での経験の意義と必要性を示した。

さらに、学校外活動の充実について、①日常生活圏におけるもの、②広域的なものに分けて言及した。日常生活圏における学校教育の充実では、身近な場所での遊び、ボランティア活動、青少年団体の地域活動、スポーツ活動、文化活動の充実・振興をあげるとともに、青少年関係指導者等の充実と連携・協力、学校施設の開放、社会教育施設等の充実・活性化などを求めた。また、広域的な学校外活動については、青少年教育施設の充実・活性化をあげ、特に、その運営に関しては、時代の変化に対応しつつ、より活用しやすく、活動意欲を持ちやすい利用条件の確保を求めた。

#### （４）野外教育の振興

平成８年の「青少年の野外教育の振興に関する調査研究協力者会議」の報告「青少年の野外教育の充実について」は、第15期中央教育審議会の第一次答申を受けた形で、青少年にとっての野外教育の重要性について報告を行った。中でも野外教育への期待について、「特に、青少年にとっての野外教育は、自然の厳しさや恩恵を知り、動植物に対する愛情を培うなど、自然や生命への畏敬の念を育て、自然と調和していくことの大切さを理解させる機会を与えることとなる。さらに、自然の中での組織的な活動は、きまりや規律を守ること、協力することの大切さや、自ら実践し創造する態度を学ぶなど、体験活動を通じた総合的学習の機会を提供するもので、青少年の育成にとって極めて有効である。」<sup>(8)</sup>と述べた。

同報告は、野外教育指導者の課題にもふれ、①専門的な能力を持った指導者の不足、②体系的な指導者養成・研修事業の不足、③教員や青少年教育施設職員の資質などをあげ、指導者の養成・確保が重要な課題であることを指摘した。

この報告を契機に、我が国の野外教育は大きく進展することになる。青少年教育の領域全体の中でも、野外教育の占める割合は大きくなり、行政や団

体が提供する青少年の体験活動の機会は、量的な拡大とともに、質的にも大きく向上した。

#### （５）「奉仕活動・体験活動」の奨励と支援

平成13年に社会教育法の改正が行われたが、主な改正点の1つは、教育委員会や公民館等の社会教育施設が、自ら体験活動の機会を提供する事業を実施すること、及び民間の社会教育関係団体等が実施する事業を奨励することが、教育委員会の事務として規定されたことである。

あわせて学校教育法も改正され、児童生徒の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動の充実に努めるとともに、学校教育と社会教育が、連携・協力して体験活動を促進していくことが求められた。

さらに、平成14年の中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策について」は、「青少年の現状を見ると、多くの人や社会、自然などと触れ合う体験の機会が乏しくなっている。特に、情報化や科学技術の進展は、直接経験の機会を減少させている。青少年の豊かな成長を支えるためには、学校や地域において、青少年に対し意図的、計画的に奉仕活動をはじめ多様な体験活動の機会の充実を図り、思いやりの心や豊かな人間性や社会性、自ら考え行動できる力などを培っていくことが必要である。」<sup>9)</sup>と述べ、青少年が社会的課題の解決に貢献する活動の意義を示した。

#### （６）課題の根底は豊かな体験活動の提供

（１）から（５）までの整理でわかることは、課題の根底に常にあるものは、豊かな体験活動の意図的・計画的な提供ということである。ただ、①核家族化や都市化への対応、②勤労青年から在学青年への対応、③学校週5日制に対応した学校外活動の充実、④野外教育の振興、⑤奉仕活動・体験活動の奨励と支援など、社会の進展とともに、その時代が求めた青少年教育に対する期待や課題も変化してきたことがわかる。

これらの動向に対応して、国、地方公共団体、青少年に関わる各種の団体などが、その都度それらの課題解決を図るため、多様な企画と予算を投じて、様々な施策を展開してきたのである。

特に、非日常的な場における青年対象の教育に限って見れば、その拠点施設である青年の家が果たしてきた役割には、極めて大きなものがあり、主催事業の実施などを一つの手段として、青年リーダーや指導者を対象に、その時々課題に対応してきた。

第4表は、昭和41年に開所した国立大雪青年の家の主催事業について、開所当初の5年間、及び社会教育審議会から答申のあった、昭和46年から5年間の主要な主催事業をまとめたものである。これらの事業名からも、青年の家の対象が、働く青年から在学青年にも広がっていったこと、また、ボランティアなど、時代の新たな課題に対応してきたことがうかがえる。

第4表 国立大雪青年の家の主要な主催事業（事業報告書を基に作成）

| 年 度                   | 主 要 な 主 催 事 業                                                                    |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和41年度<br>～<br>昭和45年度 | 新就職予定者のつどい・農林漁業青年ゼミナール・職場職域青年リーダー研修・働く女子青年のための教養講座・青年集団幹部研修・青年学級生交歓研修・青年団体運営技術研修 |
| 昭和46年度<br>～<br>昭和50年度 | 在学青年リーダー研修・高校生リーダー研修・青年ボランティアリーダー研修・青年グループ交歓のつどい・女子青年リーダー研修・青年団体リーダー研修           |

### 3 青少年教育を支援するための課題

#### （1）青少年教育支援者の連携

北海道教育委員会では、平成14年度から、不登校など心に悩みを持つ少年を対象に、「北のフロンティアキャンプ」を実施している。従来から道立少年自然の家が、不登校の子どもたちを対象に、野外教育のプログラムを中心とした短期の事業を実施し、一定の成果をおさめてきた。しかし、最近の子どもたちの様子を見ると、不登校となる要因は多岐にわたり、さらに、それらが複雑に絡み合っていることがわかる。このことから、「北のフロンティアキャンプ」では、13泊14日という長期の実施期間を設定し、野外教育の指導

技術を有する社会教育主事やボランティアのほかに、医師、看護師、栄養士、臨床心理士など、社会教育の領域だけで対応するのではなく、医療、福祉、さらには警察とも連携した総合的な支援によって、大きな成果をあげている。

このような例からも明らかなように、青少年教育においては、特に様々な立場の支援者による連携が不可欠になっている。

## （２）支援拡大のための新たな組織の設置

子どもの「生きる力」を提言した平成８年の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」は、地域社会における教育を充実させるための体制の整備について、地域教育連絡協議会や地域活性化センターの設置を提唱した。

これは、市町村教育委員会が核となって、PTA、青少年団体、地域の様々な機関・団体や、学校等の参加によるネットワークによって、地域ぐるみで子どもを育てるための方策の提案であった。

このネットワークは、地域住民の意向を反映しながら、地域社会における学校外の様々な活動の充実について、連絡・協議を行うことが大きな目的となるが、青少年の「生きる力」の育成だけではなく、子どもの問題を、地域の大人自身が自分たちの問題としてとらえることによって、地域の教育力の向上に資することのできる重要な組織である。

北海道においては、既存のPTAや子ども会育成会など、単一の団体だけで子どもたちの問題を考えるのではなく、教員、社会教育委員、生涯学習アドバイザー、少年団体育成指導員、民生児童委員、PTA、老人クラブ、女性団体の代表者などによる新たな組織をつくり、地域の教育の充実に取り組む市町村が増えつつある。現在、道内の83の市町村に新たな組織が設置されており、日常的な場における支援者の拡大によって、青少年教育の振興・充実に向けた成果が期待されている。

## （３）青少年教育施設の機能強化

青少年の非日常的な場において、組織的に行われる青少年の活動を意図したとき、青少年教育施設の施設・設備など、ハード面の機能とともに、ソフト面としてのプログラムおよび専門的職員への期待は大きい。

ここでは、青年の家の誕生からこれまでをたどりながら、今日、青少年教育施設に求められる新たな役割について考えてみる。

### ① 青年の家が果たした役割

国立青年の家の歴史は、昭和34年、国立として最初の施設である国立中央青年の家が、静岡県御殿場市に設置されたことに始まる。これによって、青年の家は、「団体宿泊訓練を通じて、健全な青年の育成を図る機関である」と、その性格が明確に位置づけられたのである。

以後、昭和51年までに全国各地に13施設が整備され、平成13年度からは独立行政法人国立青年の家として、集団宿泊を基盤としながら、公立施設とは異なる広域的な立場から青年教育を担っている。

昭和30年代後半からは、市立・都道府県立など、公立青年の家も設置された。社会情勢の変化によって、対象の中心が勤労青年から高校生、大学生の在学青年に移行したものの、青年教育に大きく貢献してきたことは間違いない。

特に、①リーダー養成、指導者研修の場としての役割、②学校教育に対する社会教育の機能提供の場としての役割には、一環したものがあつたと評価できる。

### ② 求められた青年の家の運営改善

昭和58年に文部省社会教育局長通知によって、国立青年の家において制定すべき諸規則のうち、利用規則についての準則が示され、国立青年の家は、健全な青年の育成を図るため、団体宿泊訓練を通じて、次の各号に掲げる教育目標の達成に努めるものとして、次の4項目が示された。

- ア 規律、協同、友愛及び奉仕の精神をかん養すること。
- イ 自律性、責任感及び実行力を身につけること。
- ウ 相互連帯意識を高め、郷土愛、祖国愛及び国際理解の精神を培うこと。
- エ 教養の向上、情操の純化及び体力の増強を図ること。

しかし、この時期から青年の家に対して、「堅苦しいイメージがある。」「今の青年のニーズに合わない。」などの声が聞かれるようになり、同時に公立青年の家の廃止による施設数の減少が始まるのである。自然体験の重

要性が各方面から指摘され、少年自然の家を利用する青少年が格段に増えたこともあるが、多くの青年の家が、教育施設という一定の条件を維持しながら、柔軟な施設運営へと円滑に移行できなかったと言える。

第5表は、社団法人全国青年の家協議会の加盟施設数の推移を示したものであるが、昭和50年代まで増え続けた加盟施設数が、平成10年度以降、急速に減少したことを示している。これは、小規模の公立施設等、施設そのものの廃止によるものがほとんどであるが、職員の減員等、施設機能の縮小によって加盟を取り消した施設も少なくない。

第5表 社団法人全国青年の家協議会加盟施設数の推移

| 年 度 | S. 35 | S. 41 | S. 46 | S. 51 | S. 56 | S. 61 | H. 3 | H. 8 | H. 10 | H. 13 | H. 16 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|-------|
| 施設数 | 30    | 80    | 150   | 244   | 251   | 245   | 240  | 238  | 217   | 199   | 159   |

(注)社団法人全国青年の家協議会に加盟している青少年教育施設について、昭和35年度から平成8年度までは5年ごとに、平成10年度以降は3年ごとに加盟施設数を示した。

さらに、文部省は平成7年に、国立青年の家・少年自然の家の在り方に関する調査研究協力者会議を設置し、国立青少年教育施設のこれまでの成果を踏まえつつ、これらの施設が今後、我が国の青少年教育施設の一層の充実に資するよう、その在り方について総合的な調査研究を行った。その報告「国立青年の家・少年自然の家の改善について」は、学社連携の考え方を一歩進展させた学社融合の考え方を打ち出すとともに、「より魅力ある施設に生まれ変わるために」というサブタイトルから推測できるとおり、社会の変化に十分対応できなかったことへの反省と、今後の国立青少年教育施設の在り方について、その方向性を示すものとなった。

その内容をまとめると、国立青少年教育施設の設置以来、その時々において、青少年をめぐる課題が指摘され、これに対応して青少年教育施設は様々な役割を果たしてきたが、これからの青少年教育施設には、学校外活動の拠点施設として、学社融合の役割が期待されているというものであった。

具体的な提言として、①柔軟な施設運営、②活動プログラムの充実、③

先導的な事業の開発、④体系的な事業の展開、⑤成果の普及などがあげられ、青少年教育施設は、これまでにない重大な責務を負っているとの認識に立ち、これに応えるために、青少年の自主性の尊重など、その在り方を大きく変えることが求められたのである。

公立青少年教育施設においても、この報告を参考に、利用者から親しまれる施設となるよう、施設の愛称を公募するなど、様々な工夫・改善を行い、その後も充実した経営を行っている施設は少なくない。

しかし、多くの施設には、利用者の増大という数値で示される行政的な課題・評価への対応を最優先としなければならない現状があり、「自主性の尊重」は、専門的職員と利用者間の教育的なかわりを減少させ、「柔軟な施設運営」は、教育施設としての規律を弱めたことは否定できない。「自主性の尊重」や「柔軟な施設運営」の本来の意味は、利用者のニーズにすべてを合わせるということではない。「朝のつどい」、「夕べのつどい」などについても、「時代遅れであり、今の若者にマッチしない。」「利用者の自主性に任せるべきである。」などを理由として、多くの施設が交流の場を設けなくなったり、簡略化の方向を選択した。協同や友愛などの教育目標を掲げ、青少年の交流によってその具現化を図るべき教育施設でありながら、そのような場をほとんど設けていない施設は少なくない。

現代の青少年が自主性・協調性に欠けるという指摘がある中、交流の機会への参加について、青少年の自主性に任せるということには、やや無責任さも感じる。むしろ、青少年の自主性を育むための場を、意図的に提供するという考え方に立ち、「つどい」のネーミング、内容などについて、工夫・改善を行わなかったという施設側の問題が大きい。

青年の家の事業は、主催事業と受入事業に分けられ、主催事業への参加者と受入事業での利用者数を比較すると、圧倒的に後者が多い。主催事業は、相当の経費と労力をつぎ込んで実施されるが、受入事業は、ややもすると単なる「スペース」の提供と受け取られかねない。このため、青年教育の課題解決を目的に、先導的・開発的に実施される主催事業の成果を、受入事業に十分還元するとともに、日常の受入事業においても、青年の交流の機会を意図的に提供する必要がある。

また、「青少年教育施設の教育機能は、施設・設備のハードと、専門的職

員らが持つ知識・技術などのソフトに分けて考えられるが、今後は積極的にソフト部分を施設の外部へ持ち出し、教育機能の提供に努めるべきである。このことが、生きた広報活動になるとともに、多くの団体との接点として機能することが多い。」<sup>(10)</sup>

### ③ 職員の研修と意識改革

平成13年度から、国立青年の家は独立行政法人となった。独立行政法人国立青年の家の運営方針等は、文部科学大臣が設定した「中期目標」を受けて策定される「中期計画」の中に、詳細に示されているが、中軸となる考え方は、社会の変化に対応できる施設づくりということになる。

平成15年11月、滋賀県で開催された「第44回全国青年の家運営研究会議」においても、協議の中心となったことは、社会の変化に対応する施設づくりということであった。その背景には、今日、青少年の活動を支援することの重要性、とりわけ青少年教育施設への期待が高まる中、縮小、廃止される施設が少なくないという現状があり、これらをどう打開すればよいのかという大きな課題があった。

施設の存続を維持するためには、老朽化対策や人件費の問題等、財政的な理由のほかにも、少子化に伴う青少年の減少、進学や就職による青年層の都会への流出等、地域が抱える様々な問題が壁となり、一概に施設の縮小・廃止を否定することはできない。

しかし、独立行政法人化され、その存続をかけて懸命に努力している国立青少年教育施設はもとより、公立青少年教育施設の中にも、充実したプログラムで、着実に成果をおさめている施設もある。

そこに共通するものは、①職員の主体的な研修、②研修の成果としての意識改革、③様々な機関・団体との連携と情報の共有、④ボランティアによる支援体制の確立、⑤対象を明確にした広報、⑥近隣観光資源等の有効活用などがあげられる。

## 4 青少年教育支援者の役割・機能

青少年の健全な育成をめぐっては、これまで、国をあげて様々な施策が展開されてきた。しかし、思うように成果が上がっていないという評価に対して、敢えて答えるとするならば、大人が子どもたちとの距離を置いていること、つまり、希薄になる青少年とのかかわり方が問題になろう。

青少年が、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断できるようになるためには、少なくとも、そのための下地となる基礎的な能力や技術が必要であることは言うまでもない。正義感や倫理観についても、何が良いことで、何が悪いことなのか、ほめられたり、叱られたりする実体験を通して、自然に身に付けていくものであろう。

青少年の自主性や社会性、公共心や道徳心などは、一般の市民をも含めた幅広い青少年教育支援者の積極的な働きかけがあって、はじめて培われることが多いと考えられる。しかし、地域において青少年に声をかける大人は少なくなり、これらが地域の教育力低下の要因にもなっている。ボランティア活動をめぐっては、自発的なボランティアならいいが、押しつけの奉仕では意味がないとの論議もある。しかし、どのような活動であっても、その基礎となる「導入期」における青少年教育支援者の指導・助言は欠かせないはずである。

自然体験活動についても、必要以上の安全管理の下、体験活動の本来の目的を見失い、子どもの成長を促す活動とはかけ離れた機会の提供になってはいないか、再度検証する必要がある。

これらのことを踏まえると、青少年教育支援者の役割・機能として重要なことは、青少年にとって、今何が不足していて、それをどのような方法で、どのように補わなければならないかという明確な「必要課題」の把握と、その解決のための積極的なかわりである。人々の学習活動には、自ら学習したいという「要求課題」に基づくものが多いが、一方には学習しなければならない内容も存在する。学習しなければならない課題を提示し、その解決に向けたプロセスにおいて、必要な時期に、必要な支援を行わない限り、自ら課題を見つけ、自ら解決できる青少年を育てることはできない。

3-(1)で示した北海道教育委員会が実施している不登校の子どもたちを対象とした事業では、個々のプログラムにおける「必要課題」の把握に留意している。参加する子どもには、昼夜の生活が逆転している者や、長期のひきこもりによって極度の運動不足になっている者、他人と一緒に食事ができない者、軽微な注意や指示にも過剰に反応する者など、様々なタイプが見受けられる。

モデル事業としてスタートした当初は、「子どもたちに社会的な適応能力を身に付ける。」という本来の目的を見失いかけたという反省がある。それは、「日常生活とは異なる場所で、とにかく楽しく2週間を過ごしてもらえばよい。」という誤りであった。

現在、社会教育主事、栄養士、看護師、臨床心理士、ボランティアなどの支援者が、事業の期間中に常に確認していることは、それぞれのプログラムにおいて、各人が乗り越えなければならない課題の確認と、その解決策である。解決策とは、教育的な意図の下に、クリアしなければならないハードルを設定することであり、子どもたちにとって多少困難な体験の場や時間があつた方が、「社会的な適応能力を身に付ける」という目的に、より確実に到達できたのである。

## 5 まとめ

これまで述べてきたとおり、その時々指摘された青少年教育の課題に対応して、国、地方公共団体、各種団体等が、その解決のために様々な施策を展開してきたが、総体的には、思うような改善が見られなかったというのが、大方の見方である。

その理由として考えられることは、青少年教育の目的の中心になるものが、個々の知識・技術を習得するというものではなく、様々な体験をとおして、豊かな心を育むという「心の教育」になるからであろう。

青少年の豊かな心を育み、青少年教育の成果をあげるためには、その基盤となる乳幼児期からの家庭教育の充実はもとより、青少年の体験の場において、大人の意図的、積極的ななかかわりが必要であることを強く提言したい。

〈注〉引用文献・参考文献

- (1) 社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」(昭和46年)第1部-1-(2)「少年」及び(3)「青年」を参考にした。
- (2) 中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策について」(平成14年)「はじめに」の一部を引用した。
- (3) 同上
- (4) 社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」(昭和46年)第1部-1-(2)「少年」の一部を要約して引用した。
- (5) 社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」(昭和46年)第1部-1-(3)「青年」の一部を要約して引用した。
- (6) 社会教育審議会建議「在学青少年に対する社会教育の在り方について」(昭和49年)二「青少年教育への反省」の一部を引用した。
- (7) 青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議「休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動の充実について(審議のまとめ)」(平成4年)1「学校外活動の充実の必要性」の一部を引用した。
- (8) 青少年の野外教育に関する調査研究協力者会議「青少年の野外教育の充実について(報告)」(平成8年)1「青少年と野外教育」-(1)「野外教育とは」-②「野外教育への期待」の一部を引用した。
- (9) 中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策について」(平成14年)1-1「奉仕活動・体験活動を推進する必要性及び意義」の一部を引用した。
- (10) 森豊吉・阿部豊『青少年教育施設の経営改革』日常出版(平成15年)を参考とした。